

静岡県告示第886号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、富士川水系沼川、小潤井川及び潤井川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県富士土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川勝平太

=====

静岡県告示第887号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、巴川水系巴川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県静岡土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川勝平太

=====

静岡県告示第888号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、萩間川水系萩間川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県島田土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川勝平太

=====

静岡県告示第889号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、太田川水系逆川及び宇刈川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県袋井土木事務所に備え置き、一般の縦覧に

供する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

=====

静岡県告示第890号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、都田川水系都田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県浜松土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太